

## 1 基本理念

支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

## 2 基本目標

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る

## 3 基本方針

生きがいづくりと地域づくりの推進

人生100年時代への健康づくりと介護予防の推進

住みなれた地域での生活支援体制の整備

介護保険制度の持続可能性の確保

## 4 計画策定の背景

## 1 2025年(平成37年)問題 (第6期計画の推計より)

- (1) 少子高齢化の進行 ⇒ 市民の約3人に1人が高齢者に  
さらに2040年(平成52年)には高齢化率は約38%の見込み
- (2) 世帯の状況 ⇒ 65歳以上高齢者単身世帯数：平成26年と比較して約1.7倍  
(25千人増)
- (3) 介護・生活  
高齢者の増加に伴い、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防について、  
地域づくりの観点から取り組むことが求められる状況

## 2 介護保険制度の持続可能性の確保

- (1) 介護保険制度の利用者及び事業費  
市の介護サービス利用者は、平成12年の介護保険制度の発足時は約8千人であったが、  
平成26年度では約3万人、さらに平成37年度には約6万人になると見込まれる。  
介護保険事業給付費は、26年度523億円から37年約1,063億円と約540億円の増加が  
見込まれる。
- (2) 介護保険制度改正のポイント  
現役世代並みの所得のあるものの利用者負担割合の見直し

## 3 地域包括ケアシステムの充実に向けた取組

千葉市地域包括ケアシステムの構築

## 4 計画策定に当たって

「千葉市新基本計画」や「第3次実施計画」等の関連計画及び  
「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」を踏まえ策定

## 5 主な取組の視点

## ◇高齢者が元気であるための生きがいづくりと地域づくりの推進

## (1) 役割づくりと地域づくりの推進

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを目指し、高齢者が生きがいを持って日常生活を過ごすことが介護予防にもつながることから、地域の特性に合わせ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成するための取組みを実施し、「生涯現役社会」と「地域共生社会」の実現を目指します。

## (2) 自立支援・重症化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ、時として「支える側」と「支えられる側」となる柔軟な側面を保ちつつ、自立した日常生活をできるよう自立支援・重症化防止の取組を推進します。

## ◇支援が必要になっても地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステム体制構築の推進

## (1) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で、安全な住まいが提供され、必要に応じて適切な訪問診療・訪問看護・訪問介護・配食などの在宅サービスを受けながら、安心して暮らし続けられる「まちづくり」を目指し、人材の確保や関係機関との連携体制の強化に取組みます。  
また、(仮称)在宅医療介護連携支援センターを設置し、在宅医療・介護連携に関する相談支援を受け付けるとともに、多職種連携の取組みを加速させます。

## (2) 日常生活を支援する体制の整備

単身又は夫婦のみ高齢者等の支援を必要とする高齢者の増加に伴い、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加することが見込まれることから、生活支援・介護予防サービスを充実させるため、NPOや高齢者等の地域住民の力を活用するなど、多様な主体によるサービス提供体制を整備します。  
なお、体制整備にあたっては、生活支援コーディネーターを設置し、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域のニーズや資源の把握を行うと共に、地域の住民・関係団体・企業等とサービス提供体制等についての情報共有・連携強化を行い、地域間の調整を図りながら推進します。  
地域包括ケアシステム構築を進める地域づくりにあたり、地域ケア会議等における個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり等につなげます。

## (3) あんしんケアセンターの機能強化

高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応を行う窓口として重要な役割を果たすため、相談支援の強化と適切な運営体制の確保に取り組めます。  
認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等を効果的に推進するために、各関係機関、関係者及び事業実施者とあんしんケアセンターの連携を充実します。

## ◇必要とされるサービスを提供するための介護基盤の整備

- ①特別養護老人ホームなどの介護保険施設等について、介護給付等対象サービス等に関する施策と居住等に関する施策と連携を図りつつ、入所できる利用者とその家族の負担軽減を図るため、計画的な整備促進を図ります。
- ②必要な介護サービスを提供するための介護人材を確保するための取組みを講じます。
- ③住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型サービス等のサービス提供や、在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制を整備します。

## ◇適正な介護保険制度の運営

- ①介護給付を必要とする受給者を速やか、かつ適切に認定する体制を整備します。
- ②受給者が真に必要とする過不足のないサービスの提供します。  
また、質の高いケアマネジメントを実現できるよう、介護支援専門員への支援体制を充実するとともに、給付の適正化を図るため引き続き事業者指導を実施します。


# 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）【平成30～32年度】方針（案）

指針との関係

<p>健康寿命の延伸</p>	<p>役割づくりと自立支援・介護予防・重症化防止の推進</p>	<p>○いつまでも生きがいをもって元気でいきいきと生涯をすごせるように、地域のあらゆる住民がその能力に応じた役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成するため、地域のNPO等の民間団体と協働し、高齢者の社会参加の場の開拓、地域の活動団体とのマッチング等の取組みを行うことで、「地域共生社会」と「生涯現役社会」の早期実現を目指す。</p> <p>○「人生100年時代」を見据え、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、年齢やライフスタイルに応じた健康づくりや介護予防の取組みを行うとともに、「高齢者が自らの意思に基づき自立した生活を送ることの大切さ」について啓発を図る。</p> <p>○介護予防又は要介護等状態になることの軽減若しくは悪化の防止のため、一人ひとりの高齢者が地域とのつながりを持ちながら、身近な場所で生活機能全体の維持・向上を図り、活動的で生きがいを持って生活をおくることができるよう地域づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフケア・セルフマネジメントの手法をはじめとした介護予防に必要な知識の普及を図るとともに、介護予防に取り組むきっかけの提供を行う。</li> <li>・高齢者が、身近な場所で体操等の介護予防に取り組める住民運営の通いの場を増加させるとともに、元気な高齢者が担い手となり活動を継続するための体制を支援する。</li> <li>・住民主体の通いの場や地域ケア会議等によりリハビリ専門職が関与できる体制をつくり、介護予防の強化を図る。</li> </ul>
<p>地域包括ケアシステムの構築・強化</p>	<p>地域づくりと生活支援体制の基盤整備及び地域ケア会議の推進</p>	<p>○地域福祉計画において、「地域共生社会」の実現に向け「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を推進すること受け、介護保険事業計画では、一人暮らし高齢者、要介護者やその家族等が抱える生活全般の課題解決のための支援体制づくりを目指す。</p> <p>○住み慣れた地域での自立した生活の継続に必要な生活支援サービスを提供できるように、生活支援コーディネーターを中心に、コミュニティソーシャルワーカー、地域住民、NPO等多様な事業主体の連携・協力により、地域住民が自ら地域生活課題の把握・解決に資する活動に取り組む環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービス提供体制に係る課題を考えるワークショップ等を地域で開催し、サービスの立ち上げを促進する。</li> <li>・生活支援サービス立ち上げに向けて取り組む住民組織等と協働して、元気な高齢者等が担い手となるための育成を支援する。</li> <li>・区毎に第1層の生活支援コーディネーターを置き、サービスの提供体制に係る情報の整理と情報公開に取り組むとともに、地域の住民・関係団体・企業等と共にサービス提供体制等についての情報共有・連携強化を行い、地域間の調整を図りながら生活支援体制を推進する。</li> <li>・あんしんケアセンター圏域毎に第2層の生活支援コーディネーターを設置し、圏域毎に生活支援サービスが提供される体制を推進する。</li> </ul> <p>○地域福祉を支える千葉市社会福祉協議会の基盤を強化する。</p> <p>○高齢者個人に対する支援や地域課題への対応の充実を図るため、地域の医療、保健、介護、福祉分野等の多職種連携により専門的視点を交えて検討を行う地域ケア会議の充実を図る。また課題に対する対応については、必要に応じて施策化等につながるよう情報集約の仕組みづくりに取り組む。</p>
<p>在宅医療・介護連携の推進</p>	<p>○（仮称）在宅医療介護連携支援センターを設置し、医療介護連携に関する相談支援を実施するほか、多職種連携研修の更なる拡充など、在宅医療・介護連携推進に向けた取り組みを推進し、24時間365日の在宅医療・介護連携体制を確立を目指す。</p> <p>○在宅医療の整備目標に向けて、医師会などの関係機関と協働し、在宅医療の実施に係る体制整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進する。</p> <p>○在宅医療の整備目標を住宅や居住に係る施策に反映させるなど、在宅医療・介護連携の推進を「まちづくり」の一環として位置づける。</p> <p>○終末期を含め、健康なうちから医療や介護を自分事として考えることができるよう、地域住民に対する普及啓発を進める。</p>	
<p>認知症対策の推進</p>	<p>○新オレンジプランの基本的な考え方を踏まえ、「認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発」、「認知症の人の介護者への支援の推進」及び「認知症及びその家族の意向の尊重の配慮」といった取り組みを進めるほか、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供できる循環型の仕組みを構築されるよう、医療や介護に携わる者の認知症対応力の向上のための取組みを実施し、以下の取組みについて、具体的な計画を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーターの養成と活用</li> <li>・認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進</li> <li>・認知症地域支援推進員の活動の推進（認知症カフェの設置の推進など）</li> <li>・地域の見守りネットワークの構築</li> <li>・若年性認知症への取り組みの推進</li> </ul>	
<p>尊厳ある暮らしを支援する体制の充実</p>	<p>○高齢者虐待にかかる市民の知識や理解を深めるとともに、高齢者虐待対応窓口の周知徹底を図るため、高齢者虐待防止パンフレットの配布等、広く啓発・広報活動を行う。</p> <p>○地域での高齢者虐待についての効果的な啓発や虐待の早期発見・早期対応に向け、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関（者）との連携を強化し、高齢者虐待防止連絡会を開催する等、ネットワーク構築に努める。</p> <p>○養介護施設等において虐待防止体制を推進するため、新職員や指導的立場にある職員など目的に合わせた研修の実施により職員の資質向上を図る。また、施設等に対し、身体拘束の排除及び虐待防止に関する指導・監督を強化する。</p> <p>○介護する家族の不安や悩みに適切に対応するため、個別ケース会議や事例検討会を中心とした研修会を開催する等により、相談を担当する職員の対応力の向上を図り、関係者間で対応方針や方向性を共有し対応する等、相談支援体制の強化を図る。また、再発防止に努める。</p> <p>○緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察などと連携し対応するほか、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室数の確保に努める。</p> <p>○認知症や介護が必要な状態になっても尊厳ある暮らしが継続できるよう、千葉市成年後見支援センターを中核として、適切に成年後見制度を利用できる体制づくりを推進する。</p> <p>【千葉市成年後見制度利用促進基本計画に該当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度を広く市民に啓発・広報し、利用促進を図る。</li> <li>・制度利用が困難な高齢者を適切に保護するため、市長申立てや成年後見人への報酬助成を行う。</li> <li>・市民後見人の養成研修を行い、地域住民の中から後見人候補者を育成する等により、成年後見制度の担い手の確保に努める。</li> <li>・権利擁護支援の必要な人の発見・支援や早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用等を効果的に進めるため、成年後見支援センターを中心に地域ネットワークの構築に努める。</li> </ul>	

# 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）【平成30～32年度】方針（案）

指針との関係

地域包括ケアシステムの構築・強化	<p><b>あんしんケアセンターの機能強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢化の進行、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加により多様化する高齢者のニーズに対応し、よりきめ細かな対応を行うために、高齢者の増加や分布に応じて計画的にあんしんケアセンターの職員を増員する等、相談体制の強化を図る。また、介護者家族に対する相談体制として、介護離職の防止等も視野に入れ、高齢者を支える家族の支援の観点をもって相談を行うと共に、日曜・祝日・夜間における相談支援体制についても検討を行う。</li> <li>○あんしんケアセンター業務の評価を行う仕組みについて検討を行い、評価結果を事業の改善や適切なセンター運営に反映できるよう定期的に評価を実施する体制を構築する。</li> <li>○各圏域において地域包括ケアシステムを推進する中核機関であるあんしんケアセンターの統括・総合調整・後方支援等を行う役割を、各保健福祉センター高齢障害支援課に位置づけ、包括三職種を配置する。あんしんケアセンター間の調整やあんしんケアセンターと行政との連携強化により、センター業務の充実を図る。</li> <li>○認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等を効果的に推進するために、あんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムの構築に向けた視点を持ち、各関係機関、関係者、事業実施者との連携を充実させる。</li> <li>○あんしんケアセンターで行う要支援の認定を受けている者等に対する介護予防ケアマネジメントについて、ケアマネジャー等への情報提供や研修会を実施するほか、多職種が関わりプランの検討や助言を受けられる体制を構築し、自立支援を促すケアマネジメントの強化を図る。</li> </ul>
	<p><b>高齢者の居住安定の確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域において、それぞれの生活ニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活を実現するため、住宅のバリアフリー化の促進、高齢者の住まい確保に対する情報提供や支援の充実、高齢者向け住宅の供給などを促進する。</li> <li>○今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者が見込まれることから、住宅部局や関連団体等との連携のもと、住宅確保要配慮者に向けた支援体制の整備のため居住支援協議会等の設置検討を進める。</li> <li>○住宅セーフティネット法の改正により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度等が創設されており、本市においても適切に制度運用を行う。</li> <li>○公的賃貸住宅等への福祉施設の併設など、安心して住み続けられる高齢者にやさしいまちづくりを推進する。</li> </ul>
介護基盤の整備	<p><b>介護保険施設等の適正な整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアシステムの根幹をなす住まいの確保に向け、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者住宅等の施設系サービスについて、住宅政策部門との連携のもと必要な整備を進める。</li> </ul>
	<p><b>地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着の促進</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な介護サービスを提供するための介護人材を安定的に確保するため、介護の仕事の魅力向上、多様な人材の活用、人材育成など、人材の確保及び資質の向上に向けた取り組みを講じる。</li> <li>○きめ細かに地域における住民主体の活動を把握し、支援していくため、あんしんケアセンターの担当圏域ごとに生活支援コーディネーターを養成する。</li> <li>○高齢者の社会参加を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを目指し、生活支援等の支え手となるボランティア、NPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーター等を地域支援事業の充実の観点から養成する。</li> </ul>
	<p><b>高齢者の自立と尊厳を支える介護給付等対象サービスの充実・強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加、働きながら在宅で介護している家族介護者等の就労継続等を踏まえ、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制を整備する。</li> </ul>
	<p><b>効果的・効率的な介護給付の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを提供するため、介護給付の適正化について、実施する具体的な介護給付適正化事業の取組内容等を検討する。</li> <li>○自立支援等施策の実施状況及びその目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、介護保険事業計画の実績に関する評価を行う。その際の目標の設定・評価にあたっては、国から示される指標などを参考に、介護保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアシステムの早期構築に向けたものとなるよう検討する。</li> <li>○要介護認定に係る訪問調査や認定審査会におけるICTの利活用を図り、申請件数の大幅な増加に対応する。</li> </ul>